

令和元年

大東四條畷消防組合議会第2回定例会会議録

令和元年11月21日 開会

令和元年11月21日 閉会

大東四條畷消防組合議会

令和元年 大東四條畷消防組合議会第2回定例会会議録

目 次

第1日（令和元年11月21日）（木）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○職務のために出席した者	2
○本会議の会議事件	2
○開会	3
○日程第1 会議録署名議員の指名について	3
○日程第2 会期決定について	4
○日程第3 認定第1号上程	4
理事者説明	4
質疑	6
採決	18
○日程第4 議案第9号上程（議案第13号と一括議案）	18
○日程第8 議案第13号上程（議案第9号と一括議案）	18
理事者説明	18
質疑	20
採決	26
○日程第5 議案第10号上程	26
理事者説明	26
採決	26
○日程第6 議案第11号上程	27
理事者説明	27
採決	27
○日程第7 議案第12号上程	28
理事者説明	28
採決	28
○日程第9 一般質問	28
○閉会	33

令和元年 大東四條畷消防組合議会第2回定例会（第1日）

令和元年 11月 21日（木）

○議事日程

- | | | | |
|----|----|------|--|
| 第1 | | | 会議録署名議員の指名について |
| 第2 | | | 会期決定について |
| 第3 | 認定 | 第1号 | 平成30年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について |
| 第4 | 議案 | 第9号 | 四條畷消防署で発生した事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| 第5 | 議案 | 第10号 | 大東四條畷消防組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 第6 | 議案 | 第11号 | 大東四條畷消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について |
| 第7 | 議案 | 第12号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 第8 | 議案 | 第13号 | 令和元年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）について |
| 第9 | | | 一般質問 |

○本日の会議に付した事件
日程第1から第9まで

○議員定数9名

出席議員8名

1番 大東 真司

4番 水落 康一郎

8番 渡辺 裕

2番 寺坂 修一

6番 大矢 克巳

9番 島 弘一

3番 天野 一之

7番 土井 一慶

欠席議員1名

5番 澤田 貞良

○説明者

管理者

東坂 浩一

大東消防署長

瀧田 昭彦

副管理者

東 修平

四條畷消防署長

西岡 栄治

会計管理者

山鬼 太

次長兼

消防長

牧野 功

大東消防署消防課参事

前田 長昭

消防次長

田中 伸和

次長兼警防課長

木村 真敏

総務課長

堤 悟士

予防課長

横田 博

○職務のために出席した者

総務課長補佐 古川 智広 予防課長補佐 片山 和広 予防課長補佐 井藤 健

警防課長補佐 加藤 久夫 警防課長補佐 村上 晃三

○事務局

総務課上席主査 藤川 俊輔 総務課主査 野村 達也 総務課 坪井 一展

○本会議の会議事件

- ・平成30年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について
- ・四條畷消防署で発生した事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- ・大東四條畷消防組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例について
- ・大東四條畷消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- ・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- ・令和元年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）について

【開会 16時05分】

(島議長) これより、令和元年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第2回定例会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(島議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、令和元年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定をはじめ、事故に係る和解及び損害賠償の額の決定、条例の制定並びに条例の一部改正の合計6件でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い致します。

(島議長) 次に、書記より議員の出席状況の報告をお願いします。

(藤川総務課上席主査) 澤田議員におかれましては、暫時遅参されるということでございますので、ご報告を申し上げます。

(島議長) 本日は、8名の出席をいただいております。議会は成立いたします。この際、申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと思います。存じます。

【日程第1 会議録署名議員の指名について】

(島議長) 次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号2番 寺坂議員、6番 大矢議員を指名いたします。

【日程第2 会期決定について】

(島議長) 次に、日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

【日程第3 平成30年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について】

(島議長) 次に、日程第3 認定第1号「平成30年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算」の件を議題といたします。理事者の説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(島議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 認定第1号 平成30年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算に対する監査委員の意見を付し、同条第5項の規定により、その他政令で定める書類等を併せて提出し、決算の認定をお願いするものでございます。

まず、決算の概要につきまして、主要な施策の成果説明書により、千円単位でご説明申し上げます。2ページをご覧ください。1. の各年度決算額等の推移をご覧ください。

一般会計の歳入総額は、18億8,552万2千円、歳出総額は、18億6,048万7千円となっており、歳入歳出差引、いわゆる形式収支は、2,503万5千円の黒字となっております。

また、平成30年度につきましては、翌年度に繰越すべき財源がありませんでしたので、実質収支は、形式収支と同額となりました。当該年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた単年度収支は、296万8千円の赤字となっております。

次に、2. の各年度両市分担金の推移でございます。大東市11億7,222万6千円、四條畷市6億3,008万9千円、合計18億231万5千円となっており、分担比率については、大東市が65.04%、四條畷市が34.96%となっております。平成30年度につきましては、前年度と比較して、分担金の合計は、3,020万4千円、1.7%の増加となっております。

次に3ページ、3. の歳入歳出決算の状況(1)の歳入をご覧ください。分担金及び負担金の構成比は、歳入全体の95.6%となっております。組合債につきましては、消防力等整備事業として、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の更新に伴い、後年度に交付税措置される施設整備事業債等を活用し、2,660万円を借り入れたもので、構成比は1.4%となっております。

続いて、歳出における経費の性質別分析でございます。

(3)の歳出(性質別)をご覧ください。人件費が82.4%、物件費が5.7%、公債費が7.2%、普通建設事業費が2.2%といった構成比となっております。

次に、平成30年度における特徴についてご説明いたします。4ページ・5ページをお開きください。平成30年度の特徴といたしまして、公債費につきましては、対前年比較で1,544万7千円、増減率で13.1%の増加となっております。増加の主な要因は、平成29年度に更新した消防ポンプ自動車を含む車両3台の購入並びに田原分署仮眠室の改修に係る償還金が上乘せとなったことによるものです。なお、組合設立後の5年目にあたる平成30年度までは償還期限を迎える借入がなかったことから支出の増加が続いておりましたが、次年度以降につきましては、償還終了となる借入が出てまいりますので、これまでの増加傾向は落ち着いてくるものと見込んでおります。

次に、普通建設事業費では、金額の大きい庁舎修繕や車両の更新等がなかったことから、対前年度比較で6,079万7千円減少し、増減率では60.0%の減少となっております。

次に、補助費等では、派遣職員の受け入れにより人件費相当分が人件費に費目替えになったことなどによって、全体で1,477万円減少し、増減率では39.0%の減少となっております。その他、臨時、経常・財源別の分析は、6ページ・7ページに記載しているとおりでございます。また、歳出の大部分を占めております人件費につきましては、8ページの人件費の状況に記載しているとおりでございます。

それでは、歳入歳出決算の詳細につきまして、事項別明細書によりまして、ご説明申し上げます。別冊、決算書の6ページ、7ページをお開きください。

はじめに、歳入からご説明させていただきます。款2・使用料及び手数料のうち、目1・手数料、節1・消防手数料145万1,530円は、危険物関係の手数料等でございます。内訳は、備考欄に記載のとおりとなっております。

次に、款4・府支出金、項1・府補助金、目1・消防費府補助金、節1・消防費府補助金267万8千円は、消防用ヘリコプターの運営分担金に対する2分の1の府補助金でございます。

次に、8ページ、9ページをお開きください。款6・諸収入、項2・雑入、目1・雑入、節1・雑入は、2,444万3,274円となっており、その大半を占めますのは、当組合から両市の危機管理部局に派遣している職員の給与負担金で、大東市1,394万4,050円、四條畷市788万3,472円となっております。

また、平成30年度につきましては、広島県をはじめ、西日本の広範囲に被害をもたらした『平成30年7月豪雨』災害に対して、当消防組合から派遣した緊急消防援助隊活動に対する国からの負担金78万7,815円を雑入として歳入しております。

次に、款7・組合債、項1・組合債、目1・消防債、節1・消防債、2,660万円は、備考欄に記載のとおり、消防力等整備事業に係る車両購入費等の借入でございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。12ページ・13ページをお開きください。款1・議会費、款2・総務費については、組合議員、管理者・副管理者、産業医等に対する報酬が主なものでございます。

13ページ備考欄の中段をご覧ください。

平成30年度につきましては、細目010一般管理費の報償費として、訴訟事件着手金 108

万6,696円を支出しております。また、補償補填及び賠償金として、消火活動に係る損失補償費20,873円を支出しております。

次に、14ページ以降の款3・消防費、項1・消防費、目1・常備消防費につきましては、備考欄に細目ごとの細節別決算と、委託料や負担金については項目ごとの決算額を掲載していますのでご覧ください。

主な細目について特徴をご説明いたします。17ページ上段をご覧ください。細目012消防設備等維持管理費の機械器具購入費のうち、J-ALERT受信器の整備に101万8,440円を支出しております。

当該システムは、緊急地震速報をはじめ、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、住民に対して瞬時に伝達するシステムでございますが、消防組合としましても、緊急情報を適切に把握し、迅速に災害対応するため、組合設立当初から整備しており、この度、情報伝達手段の時間短縮等を図る目的として、システムの更新を行ったものでございます。

次に、21ページをお開きください。細目019一般事務費のその他負担金のうち、派遣職員給与負担金は、四條畷市から当組合に派遣を受けていた職員の人件費相当分でございます。

事項別明細書による説明は、以上でございます。

なお、主要な施策の成果説明書の11ページ以降に、細目単位で整理した「主要な業務実績」を掲載しておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

以上が、認定第1号平成30年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

(島議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(渡辺議員) 議長

(島議長) 渡辺議員

(渡辺議員) では、認定第1号平成30年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について質問をさせていただきます。まず、決算書の17ページの右下下段にあります015として、消防音楽隊運営費が挙がっております。額で言いますと、123万7,972円です。まず、消防音楽隊の趣旨、また目的を教えてください。併せて、この音楽隊がいつから存在するのか。また、この音楽隊に所属する隊員の人数、そしてその人数のうち、この消防組合の職員の数がどれだけなのか。また、消防職員の数も過去からどのように推移しているのか。そして後から言及させていただきます、主要な施策のところ、主な出演っていうのが挙がっておりますので、それぞれ4回、10月、11月、1月、2月にある主な出演に、それぞれの日程の時に何人出演しているのかを教えてください。併せて、他市の消防にもこのような消防音楽隊が存在するのかどうか。また、この他市の消防には、どれぐらいの割合で消防職員の方が所属しているのかを教えてください。お願いします。

(横田予防課長) 議長

(島議長) 横田予防課長

(横田予防課長) 渡辺議員のご質問に、お答えいたします。まず、消防音楽隊の目的についてお答えいたします。消防音楽隊は演奏会で火災予防の情報などを市民へお伝えして、演奏活動を通じて防火啓発を行っており、火災予防を広報目的とする活動をしている音楽隊でございます。

前後いたしますが、隊員数についてお答えいたします。現在、隊員40名が在籍しております。そのうち市民隊員が36名、職員4名の構成となっております。

音楽隊の発足についてご説明申し上げます。大東市消防本部時代の昭和42年にラッパ隊を発足いたしました。その後、昭和46年にブラスバンド隊に再編成され、活動を続けて参りました。平成に入り、平成15年4月に市民音楽隊へと再編成し、その後平成26年、消防組合運用開始に伴い、大東四條畷消防市民音楽隊と名称を変更し、現在に至っております。

次に、主な平成30年度の出演についての、各出演に伴う人数についてご説明申し上げます。まず、5月13日のスプリングコンサートに伴い、失礼いたしました。市民の集い10月28日の出演によりましては、市民隊員28名が出演しております。その次の、秋の防火啓発キャンペーンにつきましては市民隊員30名、消防出初式、大東市、四條畷市へ各出演につきましては、合計40名の隊員が出演しております。平成30年度サーティ de 避難訓練コンサートにつきましては、市民隊員30名が出演しているものでございます。

他市の音楽隊の設置状況についてお答えいたします。茨木市、高槻市、堺市、吹田市、守口市門真市消防組合に音楽隊がございまして、大阪府下で当消防本部を含め、7団体となっております。

職員数の推移について申し上げます。平成15年4月の市民隊員へと再編成するまでは、概ね30名前後の職員で活動して参りました。その後平成15年4月に市民30名うち、すいません。その後、再編成を行い、30名の隊員のうち職員が7名へと変わり、平成22年4月1日に職員6名、平成26年4月1日には消防組合運用開始いたしまして、現在の職員4名で活動しております。

今お答えできる範囲で申し上げますと、他市の職員の割合については把握しておりません。消防職員で運用されているものと、考えております。

(渡辺議員) 議長

(議長) 渡辺議員

(渡辺議員) 分かりました。まず昭和42年から結構歴史のあるものだなというのが分かります。また、ちょっと人数の推移が聞き取りにくかったんですけども、元々全隊員のうち、消防職員さんが当初は30人から7人、6人、4人というかたちで、大幅に減少してしまっているという状況が今の回答で把握出来ました。併せて、他市におきましては、全体で27団体あるのかなと、約27団体前後あるのかなと思いますが、そのうち音楽隊を抱えているのが7団体っていうお答えだったかなと思います。で、先ほどちょっと気になったのが趣旨の中で、演奏する事によって火災予防をするっていうお答えがありましたので、演奏する事で火災予防に繋がるっていう因果関係がよく分

からないので教えて頂きたい。次に、主な出演のところでお答えいただきました、四條畷の市民の集いでは28人っていう事ですので、恐らく1人、1回4,000円と書かれておりますので、11万2,000円かかっていると。11月11日の防火啓発キャンペーンでは30人という事で12万円。大東、四條畷それぞれの出初式では合計40人っていう事ですので16万円。2月2日のサティ de 防災コンサートが30人ですので12万円だと思います。それぞれの1回の行事に対して、これだけの費用をかける事が適正かどうかの判断を教えてください。以上、何点か回答をお願いします。

(横田予防課長) 議長

(島議長) 横田予防課長

(横田予防課長) 音楽隊と火災予防広報にどのような関係があるのかというご質問についてお答えいたします。主に市民を対象とした行事などに出演し、演奏活動を通じて火災予防の情報をお伝えするなどして活動しております。

次に音楽隊の効果についてのご質問にお答えいたします。本年5月に大東市内の商業施設で行いましたアンケート調査の結果では、初めて来られた方が多い中、演奏時の火災予防の話が印象に残ったと答えて頂いた方が、約26%おられました事からも、防火の啓発に役立っているものと考えております。以上でございます。

(渡辺議員) 議長

(島議長) 渡辺議員

(渡辺議員) 分かりました。今お答えいただきました、アンケートの火災予防活動に対して24%の人が防火の有効性って言ったかな、何かについて前向きな回答があったという事だったかなと思います。まず、この24%っていうのが、多い数なのかどうかっていうのがよく分からないのと、併せてアンケートの聞き方がどうなっているのか分からないので、音楽隊のやってくれた事によって火災についての状況がよく分かりましたと。だから、この音楽隊が役立ってますよねっていうふうには、僕自身は聞き取れなかったもので、これ3回目の質問ですので聞けませんけども、もう一度ここは考えなおす必要があるかなと。併せて、先ほどの質問の中で他市の音楽隊に関しまして、7団体あると。その7団体のうち、ほとんどの方が消防職員さんで構成されているっていう事ですので、明らかに他の7団体と大東四條畷消防組合の構成の比率では異なるし、役割とか存在理由があるのかどうかっていうのをもう一度考え直すべきなのかなとも思います。具体的に決算の数字を見ますと、最初に言いました通り約123万強の額が掛かっております。これ、単純に10倍すると10年で1,230万ほどの額になりますんで、この10年間で1,200万円をかけるべきなのかどうか。また、限られた予算の中で、恐らくこれはやりたいけど予算の関係上、ちょっと我慢せざるをえないなっていうのとの比較において、この音楽隊がそこまで重要なのかどうかっていうの

をもう一度考え直す必要があるかなと思います。

最後にはなりますけども、意見書の中でも、決算意見書の中でもこう書いています。6ページのところで、自主財源を持たない消防組合がその経費を賄うには構成市からの負担金に大きく依存せざるをえない状況にあるっていう事で、構成両市の市税により成り立つ組合運営の原点を今一度念頭に置き、より健全な財政運営に努めていただきたいと書いてあります。恐らく我々四條畷であれば、財源がまあ人口も少なく、財政が非常に厳しい状況にありますので、決算書とか予算書に何かしら目立つような、これは本当に効果があるのかどうかっていうのがあれば、議会でも厳しく追及しますし、恐らく行政側が出してくる前の段階で、これは本当に必要かどうかという審議を必ずしていると思います。大東四條畷の消防組合においては、組合という形をとっておりますので、よく考えれば独立した存在でしっかりやって頂いてる状況にもあるだろうし、場合によってはなかなか我々議会とか職員さんの目に届きにくいところも含まれていると思いますので、まあこれは一つの例かも知れませんが、額が決算書の中では非常に大きいので、もう一度その存在価値、本当に必要かどうかも含めて判断、検討して頂きたいなと思います。以上です。

(島議長) 他に質疑はございませんか。

(大東議員) 議長

(島議長) 大東議員

(大東議員) それでは30年度決算に掲載されていないであろう内容です。確認と要望という形になります。平成30年度に執行されました、消防団のですね、ポンプ操法の練習車両については廃車になったという事でございます。その経緯につきまして教えて頂けますか。

(木村次長兼警防課長) 議長

(島議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) ご質問にお答えさせていただきます。平成30年度決算書の24ページを開き願えますでしょうか。財産に関する調書の2、重要な物品の表、車両で始まる1行目、消防ポンプ自動車の決算年度中増減高にマイナス1台となっておりますが、ご質問の使用車両の件になっております。この車両は平成13年更新のポンプ車で、消防団ではなく組合所有の予備車の位置づけの車両でした。常備消防の車両をポンプ操法大会において、消防団が使用する事になった経緯を説明させていただきます。

大東市において消防団の各分団所有のポンプ車を平成21年度から28年度にかけて、NOx規制による車両更新ですべて、小型動力ポンプ付き積載車に入れ替えた事と、及び常備消防が使用している一線車両の高機能多機能化によって、共にポンプ操法大会には車両の仕様の問題で出られなくなってしまったと聞いております。それにより、当該車両を平成23年度の大会からポンプ操法大

会に活用して頂いておりました。しかしながら、点検、修理等を重ねてきましたが、老朽化が著しいため、昨年度の車検切れをもって、廃車としたものであります。財産調書にマイナス計上しているものがございます。

当該車両の廃車につきましては、国際貢献のため外交協会を通じて、外国へ寄贈いたしました。以上でございます。

(大東議員) 議長

(島議長) 大東議員

(大東議員) はい、ありがとうございます。海外への寄贈につきましては以前、消防車両がテロに使われるという事で、解体しなければならなかった時代がありました。そういったところにおいて、そういった大変もったいない使い方であると、あの解体をするのは。そういった意味では、私たちも海外への寄贈というのを再度求めてきました。それについては納得をしているところであります。

そして、消防団がポンプ操法で使ってるってことは、つまりそれが必要な車両であって、そしてまた必要不可欠な消防団員のレベルアップとスキルアップであるというふうに思っております。そういった意味では、今後どのような形でその、補填をすると言いましょうか、計画としてあるのか教えて頂きたいと思います。

(田中消防次長) 議長

(島議長) 田中消防次長

(田中消防次長) ただ今の車両をどうするかについて、お答えさせていただきます。本件はポンプ操法大会で消防団が使う車両の話でございますので、その意味においては大東市危機管理部局の所管になると思われる話ではありますが、消防団の消防力はすなわち我々常備消防と併せて地域の消防力の問題であり、その維持向上は我々消防組合の課題と考えております。ポンプ操法大会の出場は、出場分団の規律と操法技術を高め、消防団としての自覚をさらに高めてきたものとして意義深いものと認識しております。従いまして、次回出場年度とお聞きしています令和5年度までに、このポンプ操法大会に係る課題を大東市危機管理部局と力と知恵を合わせて、あらゆる方法を共に検討していきたいと考えております。以上です。

(大東議員) 議長

(島議長) 大東議員

(大東議員) ありがとうございます。消防団の訓練におきましては、令和5年という話がございました。令和5年に間に合うような形のお話を、是非とも両市のですね危機管理を含めて、こうい

ったものをですね、どういうふうに形にしていって見るのか、団の方々とも連携を取りながらですね、是非とも解決をして頂ければというふうに思っております。私としてはこういったポンプ操法の訓練、非常に今災害が発生してる比率が高いというふうに思っておりますので、必要な事項だと思っております。そういった重要なことに鑑みて、是非とも考えをしていただければと、つまりそういったすべてのフル装備が必要なわけじゃないというふうに思っておりますので、ポンプ操法に練習ができる車両を用意できないかどうか、令和5年までに日にちがありますので、どうかお考えをよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁。

(牧野消防長) 議長

(島議長) 牧野消防長

(牧野消防長) 消防組合におきましては、昨年度策定し今年度からスタートいたしました、総合計画がございます。その第3章に地域消防防災力の向上があり、その第2節に消防団との連携がございます。そして、その個別施策2番目に団員の知識、技術の向上を掲げており、その主な取り組みとしまして、消防団に必要なポンプ自動車や資器材の整備について、構成市危機管理部局と連携し調整します。また、消防操法、訓練等の指導を強化することで、卓越した消防技術を身に付けるとともに、消防使命の高揚を図り、地域で活躍する消防団員を育成しますと書いているところでございます。

総合計画は実施計画を定めまして、進捗管理をしていくものですので、今回、今ご提言があった項目もこれらに含まれると思いますので、しっかり議論をしていきたいと思っております。以上でございます。

(島議長) 他に質疑はございませんか。

(寺坂議員) ちょっと何点か聞きますので、よろしく願いいたします。まず、消防ヘリコプターの運営負担金535万円ですね。大阪府から267万円の1/2の補助を頂いてる訳ですけど、まあ出初式の時に消防ヘリコプター来ますけど、これ1回来るだけで530万も払ってんのかなって思ってしまうと、よく意味が分からん部分がございますけど、何か利用価値とか、例えばこの消防ヘリから火災時にですね、そのいろんな消火のための機能を持ってるとか、そういう事もあるのかどうか入れてですね、ちょっとまたお聞かせください。

2点目にですね高規格救急消防自動車ですけど、高規格になった時にですね、実はこういうやり取りをしまして、普通搬送するだけの救急自動車からですね、救急車の中でですね、いろんな処置ができるようになって、まあ高規格ってなってきたと思います。ただこれがほとんどが、常設されるような形になってきておりますけど、これからどうこの超高規格って形の中でですね推移していくのか、そうなっちゃうとまたですね2,000万平均の1台がですね、もっと高額になってくるんじゃないかなって。ただ命を支える救急車でございますので、そこについてはですね、十分それ

が対応できる、するためにですね、更なるですね技術の救命技術の向上っていうのを図るべきじゃないかっていう、その方向性があるかどうかをちょっと2点目で聞きます。

3点目はですね、消防職員のみなさまのですね、特に火災の現場にあつて、この酸素ガスとかです空気ボンベの分でございますけど、その下にある顧問弁護士の法律相談が51万掛かっている割には、結構安いんじゃないかなって事ですね。もうちょっとですね、この辺のですね、正に現場に入っちゃいますとですね、いろんな形でですね命と向き合う形をやっているわけですから、もっと充実してもいいんじゃないかなって。要するにこの金額で全然大丈夫ですよっていう事なのかどうかというのを入れて、ご答弁をお願いしたいなと思います。

もう一点ですね、心の研修って事で3,500円ぐらい入ってるんですけど、心の研修を受けなければならない職員さんっていうのが、この消防の中でも現実にあるのかどうかですね、その実態がありましたら教えて頂きたいなと思います。

監査委員のですね、報告書の中の財産に関する調書の中に、建物は無償提供、土地につきましてはお借りしてるって形ですけど、一部事務組合という形の中ですね、土地をですね組合が所有しなくてもいいのかどうかっていう法的な部分を入れてですね大丈夫なのかっていう。要するに無償で借りてるって事になってますから、要するに例えば将来の話ですけど、消防が府統一つて形となったとした場合にですね、そしたらそういう形で無償で提供しているような土地に関してはですね、府が今度は買い取りをしてくれるのかとか、そういうことも入れた将来ビジョンの中でですね、現在建物は借りてる、土地に関しては無償で提供して頂いてるっていうこの無償ですね。ちょっと僕、清掃組合の監査をやってますけど、そこは東大阪市の土地が一部ありますけど、必ずそこにお金を払ってるってことをやっ取りますので、この無償であるってやり方自体がよろしいのかどうかっていうのをお聞きしたい。財政的にはこっちの方がいいんですけどね。大東四條畷の両市にとってはそれがいいんですけど、ちょっとその部分をお願いします。

あと最後にですね、資料の中の一番最後に、職員研修経費の総務課の分の中の、一番最後の本部研修の中の安全運転講習会がゼロっていう参加者がゼロっていうのはですね、なおさら今ですね、安全運転講習っていうのは、やらねばならない時にですね、参加がゼロとか、やらなかったのか、行かなかったのか、ちょっとこのゼロになってる数字のですね根拠を教えてくださいなと思います。6点、以上よろしくをお願いします。

(牧野消防長) 議長

(島議長) 牧野消防長

(牧野消防長) ご質問が多岐に亘りますので、所管で少し整理をさせていただきます。消防ヘリの効用、高規格救急車につきましては消防署の方で答えさせていただきます。酸素ガスボンベとですね安全運転講習については警防課でよろしいでしょうか？総務で、失礼。ボンベについては、恐れ入ります、もといでございます。ヘリ及び高規格救急につきましては警防で答えさせていただきます。酸素ガスボンベにつきましても警防で答えさせていただきます。心の研修、それから心の研修につきましては総務課で答えさせていただきます。それから、一つ飛ばしますが安全運転講習についても総務で答えさ

せて頂きます。土地が一部事務組合で直接所有しないかについては、広域化当時に整理をしている問題ですので、総務課の方で答えさせていただきます。恐れ入ります、よろしくお願いいたします。

(木村次長兼警防課長) 議長

(島議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 質問にお答えさせていただきます。まず一点目ですが、ヘリについてお答えさせていただきます。ヘリの有効性なんですけど、まず放水につきましては、自然水利を袋で掬い上げて、火点に放水するという手法があります。それと、その有効性なんですけども、遭難者救出が一点ございます。もう一点につきましては火点の発見、上空からの火点の発見という有効性がございます。組合消防になる前にですね、山林火災が大東市、四條畷市の境界線上でございまして、その際にはヘリが出動しております。組合消防になってからは災害出場はございません。

次に、救急車の高度化についてお答えさせていただきます。救急車の規格の高度化というのは現在そのような話はございません。しかし、救命士が行う処置拡大が日々行われております。一点が平成18年なんですけれども、薬剤アドレナリンが投与可能となりました。続きまして平成21年には、自己注射が可能なアドレナリン製剤の投与という事でエピペンの投与、次に平成26年には血糖測定と低血糖発作症例のブドウ糖溶液の投与というのが救命士の特定行為として位置づけられました。こういった点で、日々救命士のレベルアップが図られておりますので、研修等積極的に派遣いたしまして、人材の育成というところを主眼として、今後も救命率の向上に繋げていきたいと考えております。以上です。

申し訳ございません。ボンベの件ですが、呼吸器を保有しておりますが、更新計画を定めてすべての活動隊員の安全を確保しております。以上でございます。

(島議長) ここで申し上げます。本日の会議時間は議事の都合により、予めこれを延長したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(堤総務課長) 議長

(島議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 寺坂議員から頂きましたご質問にお答えさせていただきます。まず、心のケア研修についてご説明致します。研修の内容といたしましては、消防職員が災害現場で悲惨な状況を目の当たりにするという、そういったPTSDと言われる症状が今、消防業界の中では問題視されております。この研修につきましては、そういった心的ストレスを受けた職員に対して、どのようにケアしていくべきなのか。そういった事を学ぶ研修でございまして、正に心の負担を負った職員が、何かその、療養ために通うというような、そういったものの研修ではございません。今実際に、心的ストレスを抱えて休職しているですとか、そういった職員は今現在ございません。

土地の借用についてのご質問です。広域化を行った当初、いろいろな事で両市との調整をする中でですね、建物と土地をどのような財産所有にするかという検討がなされました。その中で、建物は既存の建物を、組合へ譲渡するという形で。土地についても譲渡という選択肢もあったわけなんですけども、ただ、市にとって大きな財産であり、今後消防庁舎の建て替え等で動くという可能性もある中で、土地にあつては両市の所有のまま、無償で使わせて頂く形の対処を取ったものでございます。歴史のある消防組合を見ますと、組合独自で土地を所有しているケースもございます。ただまあ最近、近年で広域化を行った消防組合を見ますと土地にあつては無償貸与の形で活用されてる事が多いように感じております。

3点目の職員研修の、安全運転講習がゼロという形のご質問です。これにつきましては、年に1度安全運転講習は定期的開催を予定し、各年度実施しております。職員全員が受講する形で実施しております。ただ、平成30年度におきましては、開催予定の前日に大きな災害が起りまして、その災害対応で翌日の研修が開催できなかった事によって中止した事による、実績ゼロという形になっております。ですので、通常は10月1日の職員辞令交付で職員が全員参集するタイミングに合わせて、四條畷警察にご協力頂いて安全運転講習を行っているところでございます。以上です。

(寺坂議員) 議長

(島議長) 寺坂議員

(寺坂議員) どうもありがとうございました。まあ大体よく分かりました。四條畷市さんは分かりませんが、大東市はしょっちゅうこの職員が事故を起こしましてですね、報告事項がやりますもんでですね、特にこの日常的ですね、災害時の事じゃなくって火災とかじゃなく、日常のその運転が結構招いてるって感じがありますので、どうか是非とも近々でもいいですから、意識の問題だと思えますしね、一番災害を起こさんために、救難に行く立場の人が災害起こしてたら何の意味もないと思えますので、そこは戒めっていうんですか、きちっとした規律的にですねしっかりとやってもらいたいと思えます。

消防へりもあの、言ってる意味はよく分かりますし、しっかりとそういう本来あるべき事はあるんですけども、現実の問題としてはですね、もう少し何かこう工夫できないのかなっていう感じはしますね。500万もやって出初式1回だけかよってという話になってくるとですね、ちょっとあれがあるんで、消防フェアとかやった時に来てもらうとか、飛んでもらうとか身近な形でやるとか一つの案かなって気がしますので、またご検討願いたいと思えます。要するに、こういうのを持ってくるよっていうのを市民にアピールできるような形を取ると、多くの人も納得するんじゃないかなっていう感じをいたします。

後あの、高規格です。僕暇があればドラマを見ている人間でございますね、ドラマの世界っていうのは、ドクターXも入れてですね、すごい進んでおりまして、そういう状況の中を見ると、益々その救急車自体が医療の病院と同じ感覚になってくる時代に入ってくるんじゃないかっていう。むしろ搬送している最中が一番、命と向き合う最も大事な時になってるんじゃないかっていう、こう考えるといろんな法的な規制もかかっているなって思えますけども、正にドクターと一緒に乗っ

てるのと同じような状況がここに生まれてきていると思っておりますので、まあそのために必要な機材とか、いろんな状況っていうのはどンドンドンドン僕は取り入れてですね、この分については大東四條啜っていうのはですね、先進的な消防だって事を言われるようなそういう形を要望していきたいと思いますのでよろしくお願いします。以上で終わります。

(島議長) 他に質疑はございませんか。

(土井議員) 議長

(島議長) 土井議員

(土井議員) 私からは1点の要望と、1点の質問をさせていただきます。要望の方はですね、先ほど渡辺議員が質問されました、消防音楽隊の件なんですけども、私も市民の集いに参加させて頂いて、素晴らしい音楽だなとは思ったんですけども、これが果たして防火啓発に繋がってるかということは、本当甚だ疑問でございます。だからこそ、やはりこの税金の使い道として、本当にこれが正しいのかという事は検証して頂きますよう私からも要望しておきます。

そしてですね、質問なんですけども、主要な施策の成果説明書なんですけども、27ページなんですけども、事故別傷病程度別搬送状況という形で書いて頂いております。その下には事故別年齢別搬送状況という形で書いて頂いておるんですけども、この事故別傷病程度別搬送状況に照らし合わせて、この中に年齢別、いわゆる死亡が117名おられますけども、この内訳ですね。いわゆる年齢別でどの程度の年齢の方々が分布されているのかが、ちょっとこれを見ている限り分からないので、全て年齢別教えて頂いてもよろしいでしょうか。

(木村次長兼警防課長) 議長

(島議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) お答えさせていただきます。事故別傷病別搬送状況の死亡の詳細につきましてお答えさせていただきます。事故種別につきましては、多彩な分別となっております。まず火災事故につきまして、中等症が6名、軽症者が13名の計19名。申し訳ございません、死亡の内訳だけでよろしいですか。

お答えさせていただきます。死亡の年齢別ですが、乳幼児が3名、少年がゼロでございます。成人が31名、老人が102名、合計が136名となっております。以上でございます。

(土井議員) 議長

(島議長) 土井議員

(土井議員) ありがとうございます。今回は仕方ないとは思いますが、来年度以降はこういった形で、もうちょっと詳細な形で書いて頂いたら、私たちが分かりやすいかなと思いますので、その辺一度ご検討頂きますようよろしくお願いいたします。以上です。

(島議長) 他に質疑はございませんか。

(天野議員) 議長

(島議長) 天野議員

(天野議員) 天野です。よろしくお願いいたします。1点ほど確認でお伺いいたします。決算書のところの記載が9ページの歳入の諸収入の雑入の緊急消防援助隊活動費の負担金というところと、併せまして、決算の審査意見書の中にも3ページのところの諸収入のところに出てくるかと思えます。昨年の西日本豪雨による緊急消防援助隊の活動経費の補助金という事で報告されております。ちなみに私も、広島県出身ですので、昨年この広島県に行かれるという報告を頂いた時には、本当にみなさま方には本当に日常大変な業務の中、広島の被災地へのいろいろ力を発揮して頂いた事については改めて感謝を申し上げます。まず、この補助金についてなんですけども、これは78万円という根拠なんですけど、これは行かれた隊員の数でありますとか、日数であるとか、こういった条件でこの補助金の金額が決まって支給されてくるのか、そこについてお伺いいたします。

(木村次長兼警防課長) 議長

(島議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 緊急消防援助隊活動費負担金についてお答えさせていただきます。平成30年西日本豪雨災害により、消防庁長官の指示により、緊急消防援助隊として消防隊、後方支援隊、のべ12名の隊員を派遣いたしました。この派遣に対しての person 費、燃料費等の費用については国が負担する事となっておりますので、国から歳入を受けたものであります。交付事業の費目につきましては、person 費、時間外手当等がほとんどとなっております、その他のものにつきましては、燃料費、食料等となっております。以上でございます。

(天野議員) 議長

(島議長) 天野議員

(天野議員) では確認で、今の報告から言いますと、消防庁からの大きな災害があった時の支援要請というか、によって出動が決められるというふうには取れるんですが、一般にそれでいいのかどうかという点と、今かなり毎年大きな災害が発生してます。今年も台風による関東などによって広

域な地域での大きな被害出てるかと思うんですが、こういった時の出動に関しては、あくまでこれ、出動の判断の基準というのは消防庁からの要請という事を基に、出動されるということによろしいですか。

(木村次長兼警防課長) 議長

(島議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) お答えさせていただきます。大東四條畷につきましては大阪府隊として、主には近畿圏の出場となっております。ただ、大規模災害になりますとその範囲を超えて、出場する機会もございます。例えましたら、東日本大震災がその一例としてございます。国からの指示を受ければ活動範囲を問うことなく出場する事となっております。以上でございます。

(島議長) 他に質疑はございませんか。

(大矢議員) 議長

(島議長) 大矢議員

(大矢議員) 四條畷市の大矢でございます。質問が被りますので、要望だけお願いしたいと思えます。先ほども議員からありましたヘリコプターの件なんですけれども、やはりこんだけのたくさん負担金をやってるんであれば、もっともっとねやはりPRをして頂きたいという部分がありますので、梯子車も2億円で一昨年度ですかね購入したと思えます。何かの消防のイベントとかありましたらですね、やはりこういう、大東四條畷になったという事で、こういう施設もあるんだよっていうPRをですね、是非ともしていただければと思えます。

それと、音楽隊についてなんですけどもね、やはりこの数少ない分担金の中でね、歳出の8割以上が人件費の中、本当に使える範囲が少ない金額の中でね、やはりこの130万というウエイトはすごい大きいんじゃないかなって思うんですね。でまあ消防職員が4名という、まあ消防団も、他のところはほとんどが消防団員がやってるという音楽隊なんですけどもね。それでしたら、もう完全に分離をしてですね、やはりそういうイベントがある時には、やはり大東市、四條畷市の小中学校の吹奏楽部とかを利用して頂いたり、僕はこんな出動少ないのに、この音楽で啓発をしてるっていう事をおっしゃってましたけども、そんな本当に年間に数回しか無いもので、果たして啓発が出来んのかどうかって部分はございますのでね、やはり無理してこういうふうな助成金というか、お金を出すんであれば、地元の小学校、中学校の吹奏楽部を大いに活用してやって頂ければどうかなっていう部分、思っておりますので、その辺も今後ご検討として、要望として言っきたいと思えますので、よろしく申し上げます。以上です。

(島議長) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終了いたします。これより採決に入ります。

お諮りいたします。本件を原案のとおり認定することを賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

ご着席ください。起立全員でございます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

【日程第4 四條畷消防署で発生した事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について】

【日程第8 令和元年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）について】

(島議長) 次に、日程第4 議案第9号「四條畷消防署で発生した事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」、及び日程第8、議案第13号「令和元年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）について」以上2件を一括議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(田中消防次長) 議長

(島議長) 田中消防次長

(田中消防次長) 議案第9号「四條畷消防署で発生した事故に係る和解及び損害賠償額の決定について」の議案提案理由をご説明いたします。

議案書2ページをお開きください。

本件は、平成28年10月1日午前11時30分頃、和解の相手方である当組合職員が、消防資機材の空気式マットを使用した降下訓練のため、四條畷消防署内の3階事務所犬走り部分、約6メートルの高さから降下し、足部からマットに着地した際に負傷したことに端を発するものです。傷病名は第一腰椎圧迫骨折です。

当消防組合は、和解の相手方に対し、本件解決金として1,600万円の支払い義務があることを認めるほか、支払い方法その他の確認事項を内容とする和解を成立させ、損害賠償の額を決定しようとするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、ご議決をお願いするものです。

次に、別冊議案説明資料、2ページ裁判所和解案の骨子、2の和解金額と本日議長の許可を得てお手元に配布しておりますA4判1枚物の議案第9号参考資料を併せてご覧ください。

参考資料は、平成28年10月1日の事故発生から和解案骨子受領までの3年間の主

な経過と、再発防止策と現在の取り組みを図示しております。事故発生から地方公務員災害補償基金の公務災害認定まで約半年。その後、補償内容決定通知まで約1年。その内容が確定したのちに、文書による損害賠償請求を経て、提訴となりました。

裁判期間約1年間、8回に亘る口頭弁論での係争を経て、後遺障害逸失利益、通院慰謝料、後遺障害慰謝料等の総額1,600万円を当組合が損害賠償することの和解案が裁判所より提示され、事故発生から3年余りとなりますが、相手方と和解しようとするものです。

裁判所は事故の責任原因は、裁判所和解案の骨子、被告の責任原因に記載のとおりであり、当組合の安全配慮義務違反を認め得ると判断されております。

なお、この骨子は和解案の詳細説明を記載されたものであり、通常の和解案提示では裁判所から出されないものですが、議会等への説明資料として特別に裁判官へお願いし、作成して頂いたものです。

本議案を上程するに当たり、改めて責任の重さを痛感するとともに、今後、このような事故が起こらないよう、資機材取扱い方法等の正しい認識を徹底したうえで、職員一人一人が絶えず緊張感を持って業務に当たり、再発防止に努めて参ります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

続きまして、一括でご審議いただき、議案第13号「令和元年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）について」の上程理由をご説明いたします。

議案書29ページをお開きください。

第1条、元号の表示につきまして説明いたします。

平成31年度予算全体における元号の表示について、令和に統一する旨、規定しております。

次に、34ページ及び35ページをお開きください。

歳入予算から説明いたします。

款1・分担金及び負担金の補正額1,600万円の増額につきましては、歳出予算の財源とするため、両構成市の一部事務組合負担金を計上するものです。内訳は大東市1,038万2千円、四條畷市561万8千円です。

以上が歳入の内容です。

36ページ、37ページをお開きください。

歳出予算の内容につきましてご説明いたします。

款2総務費の補正額1,600万円の増額につきましては、すべて議案第9号、四條畷署で発生した事故についての和解に係る賠償金の計上です。

以上が歳出の内容です。

以上、「令和元年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）について」の概要です。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

(島議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(天野議員) 議長

(島議長) 天野議員

(天野議員) はい、ではちょっと質問致します。今回の事故を受けて、議案説明資料別冊のところから見ますと、この機材を使用するにあたって、一つはその説明書による注意が遵守されたかどうかということが一つ気になるんですが、そのまず遵守をされるのを認識されてたかどうかというのがまず1点確認いたします。

それともう1点、この飛び降りる時に、一応安全とされるという高さが地上4m以内ですか、にはなってるかと思うんですが、実際この事故が発生した時には、6mから降りる訓練をされてたという事は、この4mから6mに引き上げられた、例えば訓練の中で、過信もあったかという事も推測もするんですけども、これはあくまで推測ですけども、あるいは緊急時に現場に近い状態で、訓練をするという事が早まってしまって、実際その取扱いを、から離れた条件下での訓練が事故を引き起こしたとも考えられるんですが、これなぜ4mの基準からあえて6mまで引き上げられたか、その経過についてお伺いを致します。

(西岡四條畷消防署長) 議長

(島議長) 西岡四條畷消防署長

(西岡四條畷消防署長) ただ今の質問にお答えいたします。この資機材につきまして、平成24年度に購入いたしました。その当時は、説明書等の注意書きにあるように、高さ制限4mを遵守した訓練を行っておりました。ところが、時間の経過とともに、説明書の再確認等を怠り、また担当者が変わるというところで、高さ制限を失念いたしまして4mから5m、5mから6mと訓練場所を変え降下体験訓練が継続されて、このような事になったというところでございます。

(天野議員) 議長

(島議長) 天野議員

(天野議員) ではそういった事から、引継ぎとかその説明書の確認というところが怠ってたいうところがあるんですが、その中でまず1点、この事故に遭われた方につきましては、回復状況については、その後、仕事に復職するに支障があったとか、無かった

とか、問題なく今復帰されてるかどうかについて概要をお聞きしたいのが1点と、今後はちょっと頂いた資料の中から、確実にこういった事故が起こらないように、説明書の確認でありますとか、使い方、あるいは現場での確認をして頂くという事も今回の資料の中には頂いてるんですが、その辺については確実に実行して頂くという事でよろしいんでしょうか。その点確認いたします。

(西岡四條畷消防署長) 議長

(島議長) 西岡四條畷消防署長

(西岡四條畷消防署長) ただ今の質問にお答えいたします。和解相手の事故当時の状態ですけれども、受傷3か月後に平成29年1月、四條畷署で現場復帰しております。業務遂行にあたりましては、本人からも、上司である隊長からも、特別な報告は聞いておりません。以上でございます。

次のご質問にお答えいたします。再発防止についてでございます。お配りしました資料の2番、2の再発防止策と現在の取り組みのところをご覧頂きたいと思います。まず、当該事故の再発防止策としまして、事故発生後にスーパーソフトランディングの降下訓練を禁止いたしました。次に、訓練全般における安全性の向上に向けた取り組みでございます。これにつきましては、資機材取扱台帳の整備と、警防訓練安全管理要綱の見直しを現在行っております。資機材台帳の整備につきましては、救助隊の資機材等を始め危険性のある資機材を抽出し、取扱説明書に記載されている性能限界や注意事項を冊子にまとめまして、訓練前に隊全体で注意事項等の確認を行い、共通認識を持った上で、訓練を実施するようにするものでございます。次に警防訓練安全管理要綱の見直しでございます。これにつきましては、安全点検表というのを導入しまして、安全管理の担当者が訓練前、訓練中、訓練後において、安全点検チェックリストの項目に従って、チェックして確認する事で、訓練を安全に遂行させるものでございます。この二つをしっかり取り組みをしていきまして、事故防止の徹底をして参りたいと考えております。以上でございます。

(島議長) 他に質疑はございませんか。

(大矢議員) はいそれではちょっとだけ、時間も時間ですので。ちょっとだけ質問させていただきます。まずは、このですねこの資料を作って頂きまして、我々に説明に来て頂いた時に、やはり具体的にこういうようなスケジュールを作った方が良くないですかという部分で、こういう資料を作って頂きまして、本当に分かりやすい経緯ですので、ありがとうございます。それで、あのやはりね、今説明を聞いててもね、この1,600万の損害を与えた事に対してね、何かすごい軽い気持ちで仰っておられるのんちゃうかなと。1,600万これは市民の税金を使わなければいけない。なんでこんな事にな

ったかというのは、やはりみなさま方の安全管理を怠ってたという部分からなったこの1,600万でございます。ですので、やはり今後このようなことが無いというのは当たり前でございます。しかしながら、やはりこの1,600万。大東市が1000万強、四條畷市が本当に無い財政の中で、500万強という部分。あの、一般の会社でしたら、ほんまにその管理者、責任者が支払わなければいけないんですけども、みなさま方に対しては、やはり市の税金から払うという事になっていますのでね、やはり今後こういうことがない事が当たり前なんですけど、これに対しての取り組みとかが、ちょっとまだ軽すぎるんじゃないかなと。もっともっと具体的に項目を多くして、チェックの部分とか、今ある機材とかのもう1回総点検とかをして、そこに取り扱いの要綱を持ってんのかという部分ね。説明を聞いてたらね、ほんまはこれ4m以内でないとあかんんですけども、その説明要綱、取扱要綱が無かったから、6mからやってもたっている部分。これはほんまに今までの引継ぎが無い甘さがこういう結果をやったと思いますのでね。もっともっと今ある機材の中で、訓練用の機材の中の徹底した周知をして頂いて、取扱いの方もきちっとチェックをして頂いて、また議会にもそういうふうな結果をですね、ご報告して頂きたいと思いますので、本当にこんな事が無いように。

本当は賛成したくはないんですけどね、賛成をしないと、また裁判が延びれば200万、300万とお金が上がっていくという事ですので、本当に今後こんな事が無いように、ここにこれを教訓として、精進して頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

(島議長) 他に質疑はございませんか。

(寺坂議員) 議長

(議長) 寺坂議員

(寺坂議員) 今のご質問に付随するわけですけど、要するにこれ、誰も謝らないあれなんですか。普通だったら、こんな事起きたつったら、本来それで1,600万払って事で皆さんの方が出すんだつたらですね、いやいや、最後まで裁判で戦うんだつたら、別にいいですけど、1,600万円出すってことは逆に白旗上げたんですから、誰かが謝らなきゃいけないのに、誰も謝らなくて、我々議会にだけ1,600万の追加補正してくれちゃう事を何か言って、我々その判断をしなければいけないっていうのは、これ根本的におかしいと思いません。誰も謝らないんですかこれ。誰も責任を取らないんですか。んでこの何、比率。要するに何て言うんですか。比率は結局何対何とかそういう形は裁判所は調停の時、調停っていうかその時に出してこなかったんですか。一方的にこれはもう、大東四條畷消防が悪いと言われたんですか。そういう話が何も報告がありませんでやんか。時系列をずっと言っただけで、でなおかつ、1,600万円お願いしますという話ですけど、どうなんですかこれ。普通やったらこんなん払えませ

よ。

(田中消防次長) 議長

(議長) 田中消防次長

(田中消防次長) ただ今のご質問にお答えいたします。責任問題について、当組合の方でも検討中でございます。責任問題としては、事故の背景として、資機材導入当初は、説明書通り、4 mで使っておった、しかし、時間の経過とともに、説明書の確認を怠りまして、徐々に距離が伸びていき、6 mで事故を起こしたという事実がございます。永年にわたり、組織が放置しておったことが判明しております。その関係で、広範囲な、訓練当時の監督者ももちろん責任はあるのですが、広範囲な署全体として、管理監督者は責任があるのではないか、という形で現在検討しておるところでございます。それと、裁判所が判断する責任としては、和解案骨子の記載の中では、消防組合に責任があるということで、書いておりますので、深く受け止め、反省しなければならないと思っております。以上です。

(寺坂議員) 議長

(議長) 寺坂議員

(寺坂議員) だから、普通、過失割合とかそんなんもきちっと出してくるし、何でこんなことが、原因で起きたのかという形も入れて言わないけないし、なおかつ、この訓練自体を今後どうするのかとか、この写真の資料の中には、消防庁のヒヤリハット集にも報告されていたという、結局過去にいろんなところで事故が起きてきているということがあってなおかつ、この訓練をやっていたという、これはどこに誰が誰に責任があるのかとか、今現在はどうしてるのか、なおかつ、この機材は今どうなっているのかとかも入れて、みなさんが全部退職したりした後に、この機材だけが残っていたら、また誰かが引っ張り出してきて、訓練をするって、引継ぎがされない形が出てくるんちゃうという、そこをきちっと話の中で、説明もし、なおかつ今後の対策も入れて、だから今後二度と起こさないためにも、1,600万円の補正をよろしく願いますという形を言わないと、なかなかこのままでいって、僕正直言って反対します。こんな税金使えないですよ。違いますか。みなさんの資料そのままいけば、10月1日に事故が起きて、1月1日に現場に復帰できるような病状やったら、大したことないじゃないですか、と見てしまいますよ。この時系列の資料についても。そうでしょ。四條畷署だけでやっていたという形だったら、その代わりに訓練は一部事務組合となってどうするんだといった話もみなさんから報告してくれないと、全然前には進まん話と違います。

(田中消防次長) 議長

(議長) 田中消防次長

(田中消防次長) ただ今の議員のお言葉を深く受け止めまして、今後安全対策について、精度を高めますように努めて参りたいと考えております。以上でございます。

(寺坂議員) 議長

(議長) 寺坂議員

(寺坂議員) 最後に管理者からお願いします。

(東坂管理者) 議長

(議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 本件につきましては、それなりの問題となる点多々ございます。一部の訓練において、一部の人間の失念や過失によって起こったといった事案ではなく、慣例的に行われていたということに陥った訓練による事案でございまして、それがそれ以前に発生していてもおかしくない事案であり、これ以降に起きていてもおかしくない事案が、この平成28年10月1日に発生したという内容でございます。つまり、非常に原因は深いものでありますし、より組織としての成熟度が問われるような事案であるというところであります。そして一旦、回復を図った本人が、どうしても疑念に思う点が出てきた。それはやはり、自分がここで、仕事として選んだ、職として選んだ組織の中で、こういう状況のもと、自分の体に不具合が起こったという経緯から、反省と改善については、非常に多岐に渡るべきものだと思っております。それから、判決を受けてのみなさまへの問いかけでなく、和解案についてのお問いかけについては、議員ご指摘のとおり、司法による指示があってもみなさまに問いかけるのではなく、一日も早く、また、大矢議員の質問でもありますように、血税を少しでも少なくという意図があったというふうに捉えていただいても結構かと思っておりますけれども、それにつきましては、当然、責任を伴う中での、和解案へのみなさまへのご理解を求めるところでございますので、これまで私が申し上げましたように、多岐に渡り根の深い原因というものについて、適切な責任を取り、改善策を持ち、今後二度と起こらないようにするとともに、深い反省のもと、みなさま方に、この議案をお願いするということでございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

(大束議員) 議長

(議長) 大束議員

(大束議員) 暫時休憩をお願いします。

(議長) 暫時休憩いたします。

【休憩 17時35分】

【再開 17時55分】

(議長) 休憩前に引き続き、会議を再開します。他に質疑のある方はございますか？

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論のある方。

(大矢議員) 議長

(議長) 大矢議員

(大矢議員) それではただ今より、賛成の討論として、私が議員を代表しまして一言、賛成をする前にみなさまにご忠告というか要望をお願いしたいと思います。やはりこの1,600万に対しまして、みなさんのご報告があまりにも軽すぎます。やはり市民の税金を使うにあたりまして、そういう簡単な言い方の報告でいいんだろうかという疑問詞も湧きました。我々先ほど全員的一致の中で反対しようかという意見も出ましたけれども、反対する事によって、裁判が延びることによって、300万や500万や600万という、また税金を使わなあかんことになりますので、僕は苦肉で苦渋の選択で賛成せざるを得ないんですけども、今年中、もしくは次の議会までには、今、大東四條吸消防組合で持っている機材、危険と思われる機材のチェックリスト。そしてまた、使用要綱などがあるかないかっていうものを必ず提出して頂きたい。そして、こういう事故が起こらないように。そして、この事故にあたって、28年の10月から、事故が発生してから今まで何の報告もなかったという組合の姿勢もやはり変えて頂きたい。車の事故は報告はあっても、人の事故は今回、今確認しましたら、一回もなかったという部分もありますので、その辺も踏まえて、必ずそういった事も報告して頂きたい。そういった形の事を付帯として私たちは賛成させて頂きますので、何卒この1,600万円の重みを噛みしめて頂いて、二度と起こらないようにして頂きますようお願いを申し上げて、私の討論とさせて頂きます。以上です。

(議長) 他に討論はございませんか。討論なしと認め、討論を終了いたします。これより採決に入ります。これより2案件それぞれについて、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号「四條畷消防署で発生した事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」、原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席ください。起立全員でございます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「令和元年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）について」原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

【日程第5 大東四條畷消防組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例について】

（議長） 次に、日程第5 議案第10号「大東四條畷消防組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例について」の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

（堤総務課長） 議長

（議長） 堤総務課長

（堤総務課長） 議案第10号「大東四條畷消防組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の4ページ・5ページをお開きください。議案説明資料でご説明いたしますので、こちらは1ページをお開きください。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、成年被後見人等を資格要件から一律に排除する規定が削除されたことに伴い、当消防組合条例において法律の当該資格要件を引用しているものについて所要の改正を行うため、関係する3つの条例を改正するものでございます。

施行日につきましては、令和元年12月14日からとしております。

以上、何とぞよろしく、ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

（議長） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。討論を省略し、ただちに採決に入ります。お諮りいたします。本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めま

す。

[賛成者起立]

ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

【日程第6 大東四條畷消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について】

(議長) 次に、日程第6 議案第11号「大東四條畷消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について」の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第11号、「大東四條畷消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の6ページから22ページをご覧ください。議案説明資料でご説明いたしますので、こちらは2ページをお開きください。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与等に関し、必要な事項を定めた条例の制定をお願いするものでございます。

制定内容につきましては、主に2点ございます。

①まず、1点目は、「任用形態の整理」について、でございます。

法律の改正により、現在の臨時職員の任用要件が整理され、令和2年4月1日以降、新たに「会計年度任用職員」として位置づけられます。

②次に、2点目は、「勤務条件等の整備」について、でございます。

所定の条件を満たす「会計年度任用職員」には、期末手当が支給されるなど、勤務条件等について整備するものでございます。

施行日につきましては、令和2年4月1日からとしております。

以上、何とぞよろしく、ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

(議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。討論を省略し、ただちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

【日程第7 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について】

(議長) 次に、日程第7 議案第12号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第12号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の23ページから28ページをご覧ください。議案説明資料でご説明いたしますので、こちらは3ページをお開きください。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に関する規定を整備するため、関係する10の条例を一括して改正するものでございます。

施行日につきましては、令和2年4月1日からとしております。

以上、何とぞよろしく、ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

(議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。討論を省略し、ただちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

【日程第9 一般質問】

(議長) 次に、日程第9 一般質問を行います。

一般質問については、1名から通告がありましたので、質問を許可します。

なお、一般質問は、会議規則第48条の規定により、議長において、各議員の発言時間を、理事者発言時間を除き、10分間といたします。

それでは、3番 天野議員どうぞ。

(天野議員) 3番天野です。よろしくお願いいたします。

本日は、昨年末の火災頻発におけます、傾向とそして今後の対策についてお聞きします。昨年末から、私大東町に住んでおりますけれども、近くの三箇地域周辺で火災が相次いで発生したように感じております。その年末の火災から、発生してからですけど、近日中に、大東市内東部でも火災などの報道や消防車が走ってるということも見ました。これから、今年度寒さが本格化して、火災の発生が多いとされる時期へと入っていきます。昨年の三箇で発生した火災をはじめ、その時の状況や原因の傾向と、今後の火災を減らす対策についてのお考えについて、お聞きをいたします。

まず1点目ですけど、大東市内におけます火災の件数についてです。昨年の年末、それ以前の前年度との発生件数との比較を併せて、どのような状況か先ずはお伺いいたします。お願いします。

(瀧田大東消防署長) 議長

(議長) 瀧田大東消防署長

(瀧田大東消防署長) まず初めに、昨年と今年の大東市の火災発生件数について暦年でお答えします。

平成30年中の1年間の火災発生件数は26件でした。

今年の1月から10月末までの件数は23件で、前年10月末までの件数と同じになっております。仮に昨年11月、12月における発生件数3件を加えると昨年と同じ件数となります。以上です。

(天野議員) 議長

(議長) 天野議員

(天野議員) 年末における火災件数については、特段増えては無いと先ほどの答弁からはなるんですが、今回私が質問する発端となっているのが、昨年の12月24日に起こりました、三箇での火災の事でございます。この火災によりまして、負傷された方や、亡くなられた方が出ました。まず、この火災について非常に火の回りが大きく、被害が私は出たように感じたというのが今日取り上げる発端となっております。この火災についての被害の概要について、どのようなものであったかお伺いします。

(瀧田大東消防署長) 議長

(議長) 瀧田大東消防署長

(瀧田大東消防署長) 昨年の12月24日に大東市三箇一丁目で発生した火災の概要です。

早朝6時3分覚知、木造瓦葺き、モルタル塗り、1棟5戸2階建て長屋住宅が全焼し、一般住宅1棟半焼、2棟が部分焼、3棟が小火でありました。

この火災により5人の方が負傷し、お一人の方が亡くなっておられます。以上です

(天野議員) 議長

(議長) 天野議員

(天野議員) この火災を機に私も印象を受けたんですけども、その後、年明けも含めて三箇でもいくらか火災があったと思います。その中で、特にこの12月24日の火災がやはり一つ、非常に大きな被害が出たように感じた一つの原因として、現場が木造の長屋であったという事が考えられると思います。火の広がるいろんな条件はあったとも考えておりますけども、あまりに火の回りが早かったように私も記憶しております。ここで、木造住宅やあるいは長屋、住宅密集地の条件での火災発生時の消防及びあるいは住民の対応についての課題を今現在、当消防署ではどのように捉えられているかお聞きいたします。例えば、初期消火でありますとか、避難安否確認、あと消防隊員と住民との連携などの視点から何かありましたら、お伺いします。

(瀧田大東消防署長) 議長

(議長) 瀧田大東消防署長

(瀧田大東消防署長) 長屋住宅の火災についてでございますけども、別々の世帯が一つ屋根の下で生活する長屋住宅では、全ての住人に高い防火意識を持っていただけるような注意喚起が必要かと考えております。

その対策といたしまして、そこに住んでおられる方、全世帯に直接火災予防を訴えるべく、現在家庭防火診断、家庭防火訪問において、各消防隊等が分担して受け持つ地域の、長屋住宅個々の世帯に対し、火災予防の重要性を理解していただくべく、防火啓発を現在行っております。以上です。

(天野議員) 議長

(議長) 天野議員

(天野議員) 防火については、やはり火の回りの早い条件のあることなど、非常にこまめにお留守のともありますから、まずこまめに伝えていく必要があると考えておりますので、よろしく

お願いします。さてこの12月24日の火災についてなんですけれども、近所の方からの問い合わせで、被災された方からの相談を聞くということになりました。その話を聞いてみますと、家族を亡くし、仮の住居の確保でありますとか、あるいはご身内の方が亡くなられておりますので、葬儀の準備を始め、り災証明と併せお金の引き出しが困難などの事情がありました。現場検証の結果から保険などの手続きなどのり災証明の発行まで、当事者には少なからずとも時間を要する場面に出くわしました。当消防でも的確な原因の把握のために、一定の時間を要することは十分に理解できるんですけれども、当事者の目線からすると、できるだけ早く急がれるという心理があるものだと私は感じたんですけれども、ここで現場検証と、火災保険などの手続きにおいて、り災の証明、所要時間や当事者への説明や対応の流れはどのような形で行われているか、ここについての説明を求めます。

(瀧田大東消防署長) 議長

(議長) 瀧田大東消防署長

(瀧田大東消防署長) ただ今の質問にありました、り災した方への対応についてお答えします。まず、時間経過なんですけれども、現場検証というのがあります。

現場検証は消防と警察が合同で行いますが、全焼火災の場合、規模が大きいため、警察と協議の上、翌日の朝から夕方までほぼ1日かけて行うのが通常であります。小規模な部分焼や小火などの場合は、日没にかからなければ、当日に検証を行う場合もあります。そのため、通常であれば、現場検証は当日か翌日には終了いたします。

次に、火災保険等の手続きの際に必要な、火災があった事実を証明する、り災証明の発行です。火元周辺の世帯に対して被害の状況確認を目視と聞き取りにより調査し、手続方法等の説明を直接行いながら、り災証明の申請用紙をお渡ししております。また後日になって被害が判明した場合でも、その都度現地調査で現認し、り災証明の発行を行っております。

また、り災証明書発行の手続きだけでなく、り災により必要となる各種手続き、色々ありますけれども、わかりやすくまとめた「各種手続き方法」という冊子を作っており、同時に配布することで、少しでもり災された市民に負担の無いような取り組みを行っております。なお、り災証明書の発行は、閉庁時でも発行できるように現在整えております。

さらに、火災において、り災された方への住居提供など、即座に必要な生活面の支援は両市の危機管理部局が担っており、火災に関しては消防職員とほぼ同時に情報を共有できるよう連携しており、迅速に行動していただいております。以上です。

(天野議員) 議長

(議長) 天野議員

(天野議員) 今回の答弁から、一つはどうしても現場検証、やはり今後の再発防止とかどういった傾向があるか分析も当然必要ですから、必要な時間は当然かかります。その上で、しっかりした

今後の再発防止に結びつけられる原因というものに究明をして頂くということはまず一つ求めておきます。それと、今の答弁にもありましたが、やはり被災された方については、動揺されている場面もあるでしょうし、当然しよっちゅう起こる事じゃないから、どうやっていいのかわからないという事も非常にある中での不安を感じられてると思いますので、今消防署でできる部分と、そういった連携をする中で危機管理室や、また関連するところの部署とか保険会社も含めてそうですけど、やはり的確に親切に今後とも充実させて頂けるよう一つ要望しておきますので、よろしく願いいたします。それと、最後なんですけどもこういった火災を今後も起こさないという予防の観点から先ほども申し上げましたけれども、この時期から非常に火災が統計的に多く発生するという時期に入るかと思えます。こういった昨年などの火災なども受けて、常々、毎年されてると思うんですが、去年のような被害が出るようなとか、あるいはちょっと木造の住宅とかがかなり広範囲に焼失するような事を踏まえた上で、今回新たに重点策としている防火の取り組みや、そして、工夫などありましたら、今どのような取り組みをされているかお伺いを致します。

(横田予防課長) 議長

(議長) 横田予防課長

(横田予防課長) 年末の住宅火災の発生を受けての火災予防の取り組みについて、お答えさせていただきます。

全国的にも、住宅火災で被害に遭われる割合は、高齢者が高いという状況にありますので、住宅火災の予防においては、特に、高齢者への啓発に重点をおいております。

まず、現在、消防が行っている取り組みといたしましては、年間計画をたて、一般住宅等への訪問による火災予防の啓発活動を実施しております。

また、主に高齢者の方を対象にした住宅防火対策として、出前講座を大東、四條畷両市の各地域で平成30年度は17回、令和元年度は現時点で20回開催しているところです。

これから年の瀬を迎えるにあたり、市民の防火意識のより一層の普及啓発を図るために、今年度は、12月を強化月間と位置づけ、消防本部では、例年より早い時期から車両による巡回広報などを行い、さらに、消防団、各防火推進団体と一丸となって火災予防広報に取り組んでいく予定でございます。

以上でございます。

(天野議員) 議長

(議長) 天野議員

(天野議員) 今の高齢者の方というのと、あとおひとり住まいの方が多いう現状もあると思います。特に木造住宅も含めてですけども。その中において、一つお一人の時に火が発生すると、非常にやはり次火災どう知らせればいいのか、自分で消そうとしていいのかということで、戸惑うこともあ

りますし、周囲の方も、火事だという事が広がる事にも一つ非常に慌てられるという事があると思
いますので、こういった地域のコミュニティの中で、みなさんが集うような場面で今以上に丁寧に
細かくそういった対応について、どうしていくかという事や繰り返し周知していく必要があります
んで、引き続きその充実に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で私の質問を終わります。

(議長) 天野議員の質問が終了しました。

以上をもって一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本会議に付議されました議案は、全て議了いたしました。

それでは、閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

令和元年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を招集させていただき、ご提案いたしました各議
案等につきまして、慎重にご審議の上、ご議決を賜り、誠に有難うございました。

今議会中に賜りました貴重なご意見、ご提言につきましては、重く受け止め、全力で対処して参
る所存であります。今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意を賜り、ますますご活躍されま
すことをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりまして、お礼のご挨拶
とさせていただきます。どうも有難うございました。

(議長) 本会議の全日程は、滞りなく終了いたしました。

議員各位をはじめみなさま方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これもちまして、令和元年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を閉会いたします。

ご起立ください。

「礼」「ありがとうございました。」

【閉会 18時25分】

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 島 弘一

2 番議員 寺坂 修一

6 番議員 大矢 克巳